

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第三部 労働政策

第一編 両条約の締結と労働政策

一九五一年は、「日本国との平和条約」および「日米安全保障条約」の二つの条約によって特長づけられる。すべての政策は、あるいはこの二つの条約のための準備としておこなわれ、あるいはその具体化としてあらわれる。労働政策といわれるものも、この二つの条約を軸とする政策に全く従属した形で展開する。

この年のはじめ、アメリカのトルーマン大統領はその「一般教書」の中で、日本に対する単独講和の促進が一九五一年度のアメリカの重要課題の一つであることを述べたが、このことはこの一年の間も政権を担当しつづけた吉田政府にとっても同様であった。講和条約が日本をアメリカにとっての「信頼できる友邦」とする目的をもつものとするれば、九月八日、その講和条約の調印直後締結された「日米安全保障条約」はそれを軍事的に保障しようとするものであった。その中心である第一条はいう。「第一条 平和条約およびこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍および海軍を日本国内およびその附近に配備する権利を日本国は許与し、アメリカ合衆国はこれを受諾する。この軍隊は極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、ならびに一または二以上の外部の国による教唆または干渉によって引起された日本国における大規模の内乱および騒乱を鎮圧するため、日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することが出来る」と。かくして、この条約発効のあかつきにはアメリカ軍隊は法律上「占領軍」から「駐留軍」に衣がえすることになったが、この駐留は日本の希望によるものとされる。そして、このことから、アメリカ軍隊の安全保障は日本人の義務であるという論理的帰結が導かれる。それが日本人の感情に一致する論理であるかどうかは別として、アメリカ軍隊の安全保障は日本政府の責任となった。アメリカ軍隊が、内乱や騒じょうから日本政府をまもるということと、日本政府がアメリカ軍隊の全面的な活動とその安全のためにあらゆる努力を払うということは、後者を基礎として今や分つことのできない関係になり、政治、経済、労働、文化、教育等あらゆる面での日本政府の政策は、軍隊を日本に駐留させるアメリカの目的に従属し、その意味ではすぐれて戦時的色彩を増すに至った。

一九五一年における労働政策は、日本の労働および労働者組織の戦時的再編成であり、同時に治安対策であったということの原因はまさにここにあったのである。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

